

ダイオキシン類測定結果

1 目的

「ダイオキシン類対策特別措置法」(第二十八条)に基づき、ダイオキシン類を測定するもの。

2 試料採取月日

令和2年9月2日

3 採取場所

浄化センター放流水(「ダイオキシン類対策特別措置法」の特定施設からの排水を受け入れている浄化センター)

4 測定結果

すべて排水基準値(10pg-TEQ/L)以下であった。

単位：毒性等量 (pg-TEQ/L)

浄化センター	測定結果	基準値
日明	0.00090	10
北湊	0.00058	
皇后崎(第一処理施設)	0.024	
皇后崎(第二処理施設)	0.00080	